

大阪市告示第551号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月12日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アバリーナ千船北館

大阪市西淀川区佃二丁目4番3 他

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 久須 勇介

大阪市福島区海老江一丁目1番24号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,444㎡

（変更後）1,948㎡

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時00分から午後8時00分まで

（変更後）午前5時00分から翌午前1時00分まで

(4) 変更年月日

(3)①② 令和6年5月31日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

未定

② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

0台

イ 駐輪場の収容台数

位置	収容台数
建物南東側（駐輪場）	62台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物東側（荷さばき施設）	24㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物東側 再生利用対象物保管施設	14.0m ³
建物東側 一般廃棄物保管施設	21.0m ³
合計	35.0m ³

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物東側（荷さばき施設）	午前6時00分から午後9時00分

2 届出年月日

令和6年3月27日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O ' s 棟南館4階

(2) 期間

令和6年4月12日(金)から令和6年8月13日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年8月13日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)